

2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 n m s ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 河野 寿子
(コード：2162 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 経理部長 川村 岳生
(TEL：03-5333-1711 (代表))

(開示事項の経過) 訴訟提起に関するお知らせ

当社監査等委員会は、2025 年 5 月 14 日開催の監査等委員会において、当社取締役の小野文明氏（以下「小野氏」といいます。）に対し、下記の通り、損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起することを決議し、同日訴訟提起をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所および年月日

- (1) 裁 判 所：東京地方裁判所
- (2) 提訴年月日：2025 年 5 月 14 日

2. 訴訟提起に至った経緯

2024 年 12 月 16 日付「特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」のとおり、2024 年 12 月 13 日受領の特別調査委員会「調査報告書」において、小野氏による経費の私的流用や社宅の不正利用等（以下「本件私的流用等」といいます。）が判明しており、当社には、本件私的流用等に係る費用及びこれにかかった調査・監査費用の損害（以下「本件損害」といいます。）が発生しています。そして、2025 年 1 月 14 日付「前代表取締役社長に対する取締役辞任再勧告及び損害賠償請求に関するお知らせ」のとおり、当社取締役会は小野氏に対して本件損害の賠償を求める決議をしていました。

この度、当社監査等委員会は、本件私的流用等を行った上に、いまだに当社からの辞職勧告に応じず取締役の地位にとどまっている小野氏の責任を明確にし、役員の規律維持を重視するという当社の立場を貫く必要があること、任意の支払いが殆ど見込めないため早急に損害の回復を行う必要性があること、厳正な姿勢を示すことが再発防止にも寄与すること等の観点から小野氏に対して損害賠償請求訴訟を提起する必要があると判断し、本件訴訟の提起に至りました。

3. 訴訟内容及び請求額

次の金額を請求するものです。

損害賠償金として金 2 億 8920 万 1928 円及びその遅延損害金

4. 今後の見通し

今後の訴訟経過等については、必要に応じて開示していく予定です。

以 上